

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月3日

【会社名】 飛鳥建設株式会社

【英訳名】 TOBISHIMA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 乗 京 正 弘

【本店の所在の場所】 東京都港区港南1丁目8番15号
(平成29年6月30日から本店所在地 東京都千代田区九段北1丁目13番5号が上記のように移転しております。)

【電話番号】 03(6455)8300

【事務連絡者氏名】 総務部長 早 坂 茂 雄

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南1丁目8番15号

【電話番号】 03(6455)8300

【事務連絡者氏名】 総務部長 早 坂 茂 雄

【縦覧に供する場所】 飛鳥建設株式会社 横浜営業所
(横浜市中区山下町162番地1)
飛鳥建設株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区錦1丁目5番11号)
飛鳥建設株式会社 大阪支店
(大阪府中央区道修町3丁目4番10号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第74回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式 1株につき3円(うち普通配当2円、特別配当1円)

配当総額 577,563,081円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

当社及び子会社の事業拡大及び今後の事業展開に備えるため、目的事項の追加を行う。

本社機能を東京都港区に移転したことに伴い、業務効率の向上等を図るため、本店所在地を東京都千代田区から東京都港区に変更する。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、伊藤寛治、奥雅文、乗京正弘、中出裕康、伊藤淳、寺嶋安雄、品治利典、柴山斐呂子を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、半場秀を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	973,585	32,765	154	(注) 1	可決 95.76
第2号議案 定款一部変更の件	985,981	19,969	154	(注) 2	可決 97.01
第3号議案 取締役8名選任の件				(注) 3	
伊藤寛治	971,901	34,026	172		可決 95.63
奥雅文	974,234	31,693	172		可決 95.86
乗京正弘	972,672	33,255	172		可決 95.71
中出裕康	974,662	31,265	172		可決 95.90
伊藤淳	974,728	31,199	172		可決 95.91
寺嶋安雄	974,818	31,109	172		可決 95.92
品治利典	974,683	31,244	172		可決 95.90
柴山斐呂子	973,811	32,116	172	可決 95.82	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	964,257	42,123	171		可決 94.84

- (注) 1 第1号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2 第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3 第3号議案及び第4号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認のできたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権の数は加算しておりません。

以上